

本省令チャートの日本語訳（添付の資料及び注釈を含む）は、JICA 技術協力専門家が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様がラオスの当該省令を理解するための参考資料として公開するものです。

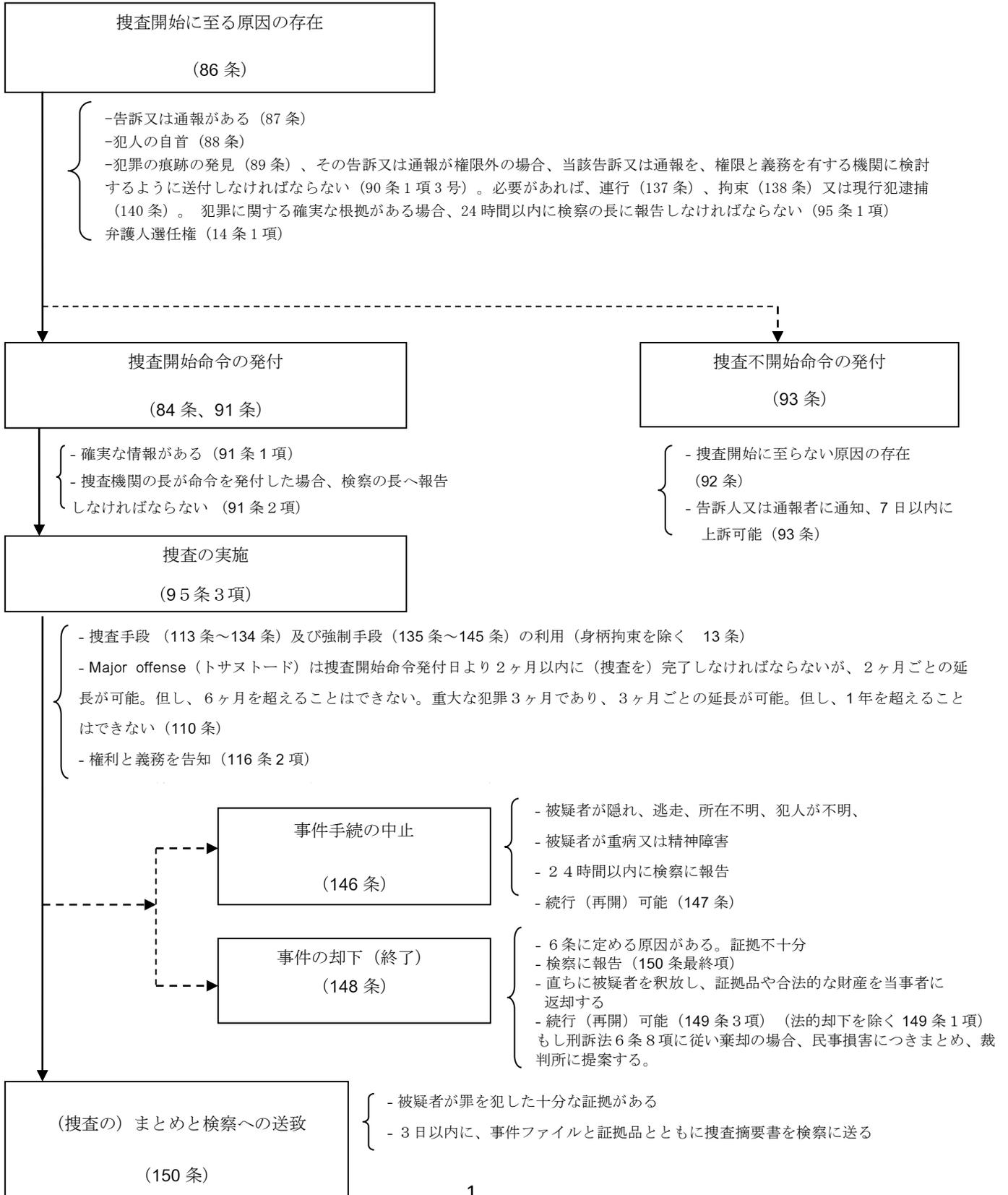
法律上の問題に関しては省令のラオス語原文を参照してください。

JICA は、本省令チャートの日本語訳（添付の資料及び注釈を含む）の内容の正確性について保証せず、利用者が本省令チャートの日本語訳（添付の資料及び注釈を含む）を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

ラオス国刑事訴訟チャート

ラオス刑事訴訟手続チャート

捜査機関における刑事訴訟の手続き過程



検察（の長）による事件検討
(152 条)

事件ファイルを受領後、15 日以内に検討

- 命令の変更、追加、取消又は強制措置の破棄 152 条 4 号

- 捜査機関に事件ファイルを送る (152 条 1 項 1 号) - 捜査が完全でなく、追加捜査のため差し戻す
- 事件手続の中止 (152 条 1 項 2 号) - 146 条に定める事由がある場合捜査を一時停止
- 事件の却下（終了） (152 条 1 項 3 号) - 6 条及び 148 条に定める事由により事件手続を停止
- 不起訴 (155 条) - 3 年以下の自由刑が定められた少年犯罪
- 他機関に送り、（児童保護法 52 条、刑法 53 条）
3 年以下の刑罰の場合

裁判所に起訴
(152 条 1 項 5 号及び 154 条)

- 裁判所に送る前の平日 3 日以内に、被疑者又は弁護人に告知し、署名をもらう。署名しない場合はその旨記録する (154 条 3 項)
- 事件ファイルと証拠品を直ちに裁判所に送る (154 条最終項)
- 直接起訴は 4 8 時間以内、地方の場合は 7 日以内に起訴しなければならない (157 条から 159 条)

検討のため事件ファイルを受領
(164 条)

- 検察庁の長の起訴状が必要
- 起訴状受理後 30 日以内に検討判決 (165 条 1 項)
- 直接起訴は、起訴状受理後 48 時間以内に検討判決 (165 条 2 項)

事件ファイルの検討
(167 条)

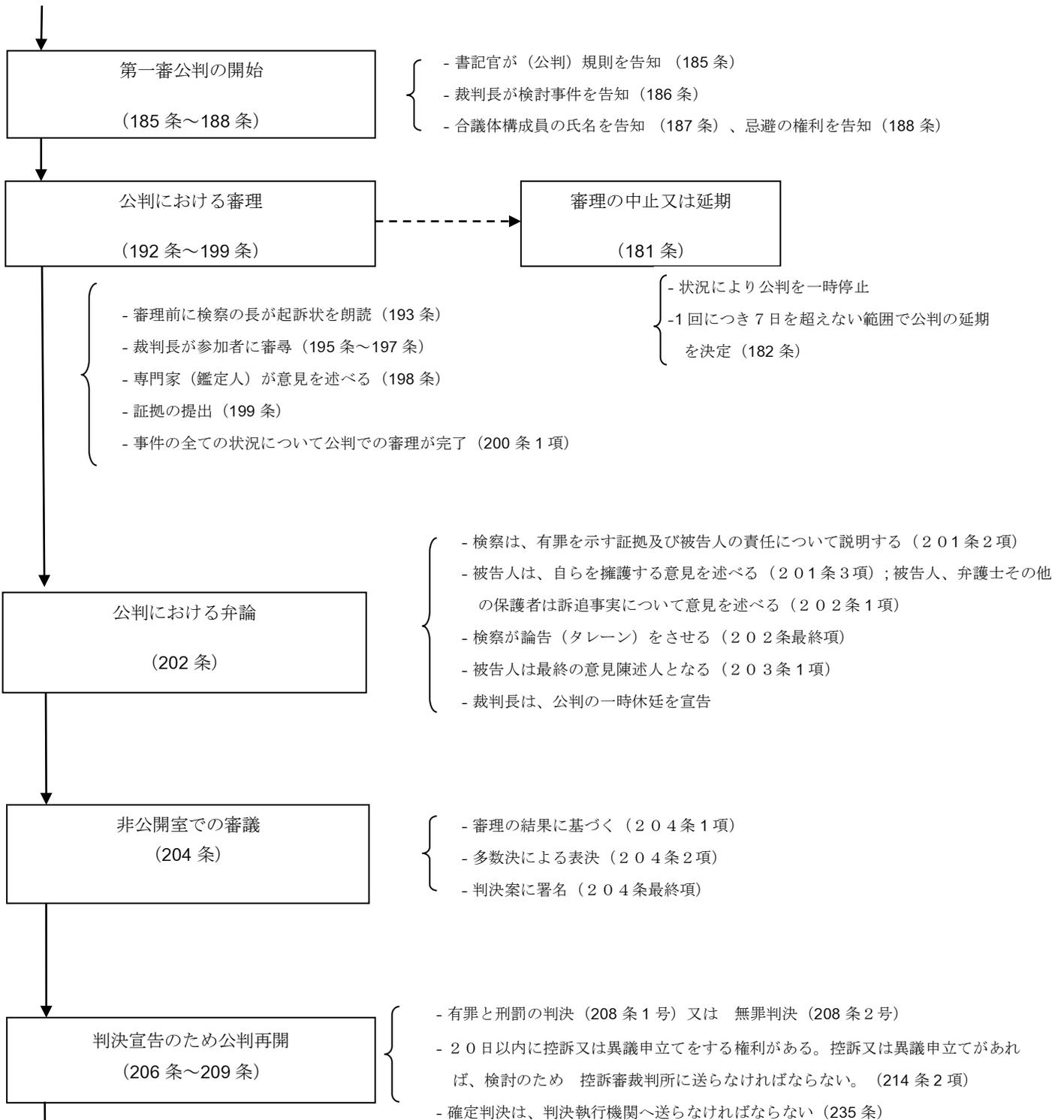
- 裁判所長の事件配点（任命）に従い、裁判官が検討
- 次の検討のため裁判所長に提出

追加捜査又は追加起訴のため
検察に送付
(167 条 1 項 1, 2 号)

- 捜査が完全でない、または重要な証拠が不足の場合、追加捜査 (168 条) もし裁判所が事件ファイルを検察に差し戻したときは、追加捜査の期限は 1 か月 (168 条 3 項)
- 他に犯罪がある、または同一事件でまだ犯人がいる場合、追加起訴

期日の決定
(167 条 1 項 3 号及び 169 条)

- 裁判長が事件を公判に付す命令を出す (169 条)
- 公判開始前に、書記官が召喚状、招聘状を発し、公判の準備を行う (裁判所法 44 条)



控訴要求又は異議申立
(214 条)

- 第 1 審裁判の命令、決定に対し通知を受けた日から 7 日以内に控訴要求又は異議申立することができる。第 1 審の判決に関しては判決が読み上げられた日又は通知を受けた日から 20 日間 (214 条 2 項)

控訴審における手続
(211 条～224 条)

- 事件ファイル受領日より 45 日以内に検討しなければならない (216 条)
- 第一審と同様の手続 (167、170、207 条)
- 控訴申立人又は検察が、控訴又は異議申立て理由を述べる (219 条 2 項)

控訴審判決
(222 条)

- 第一審判決の認定 又は、変更し再判決若しくは、第一審判決を破棄し第一審に再判決を行うよう送り戻す或いは、第一審判決を破棄し被告人が無罪であると判決を下す (222 条の 1 項)

破棄要求 又は 異議申立
(226 条)

- 控訴審の命令、決定に対し、通知を受けた日から 7 日以内に破棄要求又は異議申立することができる。控訴審判決については、当該判決が読み上げられた日又は通知を受けた日から 45 日以内に破棄要求又は異議申立を行うものとする。 (226 条 3 項)

破棄審における手続
(225-234 条)

- 事件ファイル受領日より 30 日以内に控訴審判決を検討 (228 条)
- 裁判長は、事件の状況、控訴審判決の内容、破棄申立書ないし異議申立書、事件に関する意見を報告する。最高検察庁は、事件担当者に尋ねる権限、公判で意見を述べる権限を有する (229 条 3 項)

破棄審判決
(231 条)

- 破棄要求、異議申立への不受理判決 又は 破棄要求、異議申立への却下判決をし、そして、その控訴審の判決を認定 又は控訴審の判決を破棄し、被告人が無罪とする判決を下し 若しくは、 控訴審の判決の一部又は全部を破棄し、控訴審の元の合議体又は新合議体に再審理行うよう事件ファイルを送り戻す。 (231 条)

捜査機関における刑事訴訟手続チャート

捜査機関による捜査開始に至る原因の捜査
(86条)

- 告訴又は通報がある (87条)、告訴状又は通報を権限と役割を有する機関に検討するために送る (90条1項3号)
- 犯罪者の自首 (88条)

- 拘束命令を発する場合 (138条1項)、現行犯逮捕及び 緊急逮捕 (140条)

裁判所へ直接起訴
(157条)

- 軽犯罪又は3年未満の自由刑を定めている Major offense (トサヌトード) (158条1項)
- 現行犯、被疑者の自白しているなど証拠が完全である (158条2項)
- 158条で定めている条件が揃った場合は捜査機関の長が事件ファイル、証拠品及び被疑者を検察庁に送らなければならない (159条)

捜査開始命令
(53条1項4号 及び 91条)

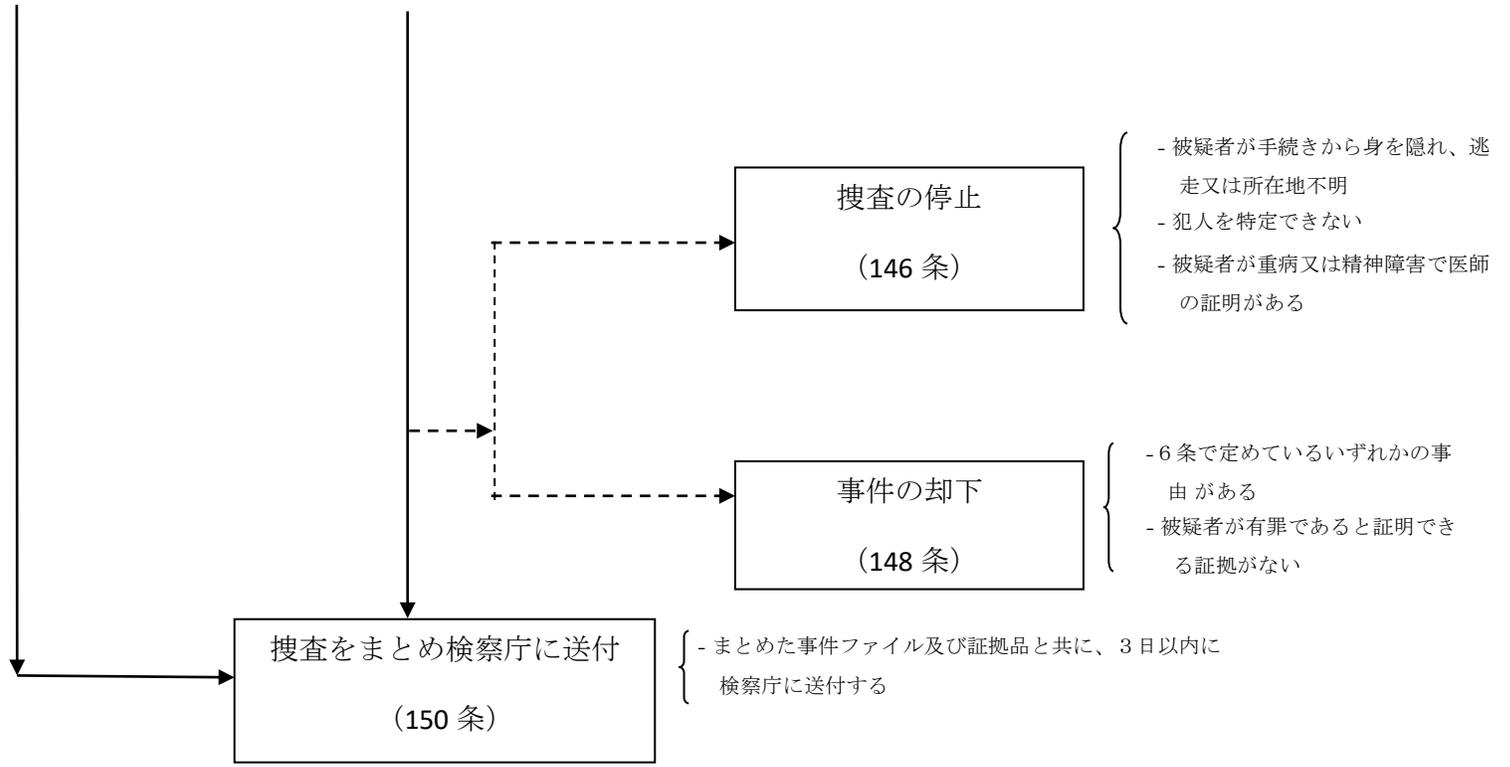
- 事件に関する十分な証拠がある (91条1項)
- 検察庁の長に報告 (91条2項)

捜査不開始命令
(53条1項4号 及び 93条)

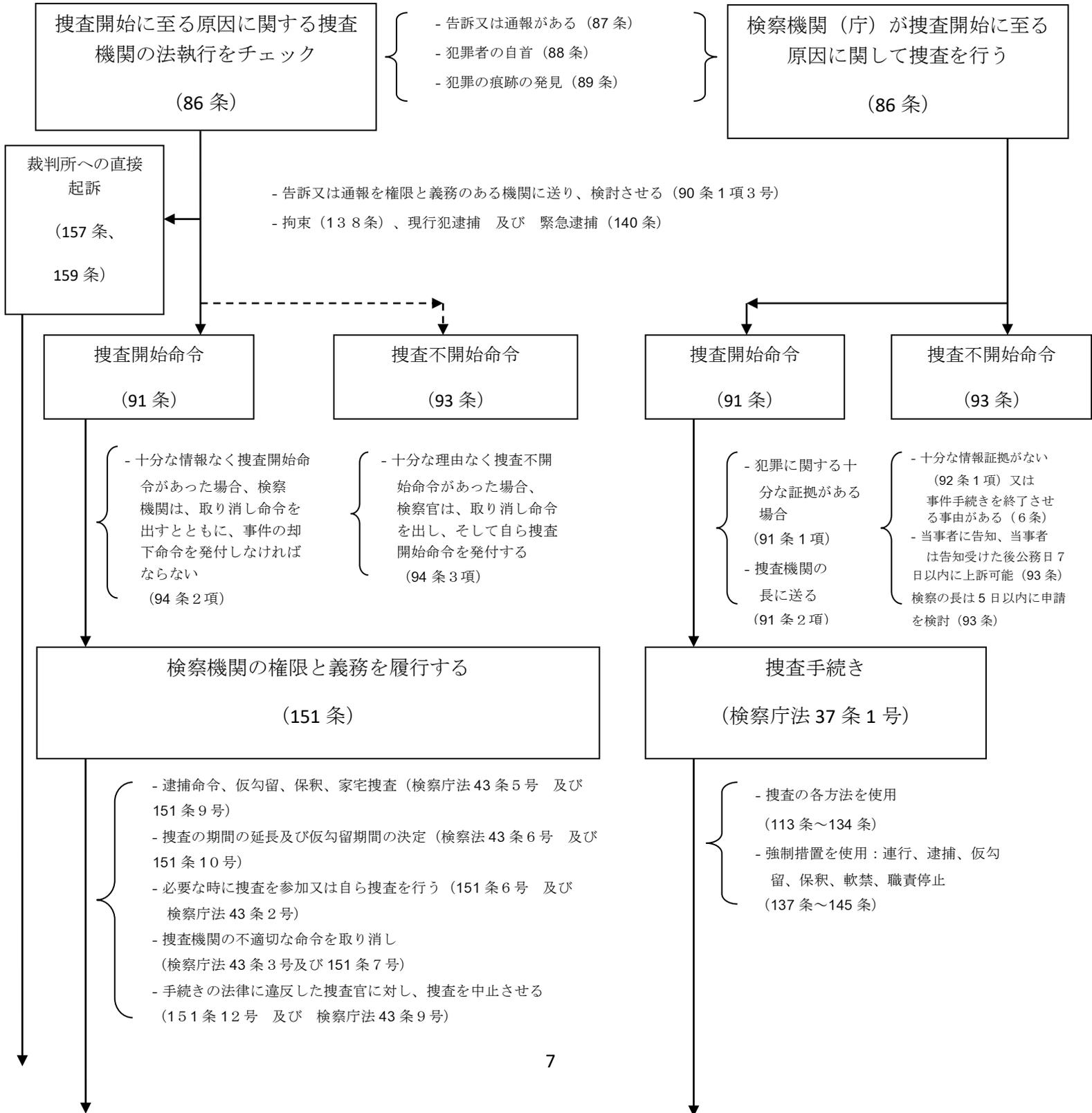
- 捜査不開始命令を告訴又は通報した個人又は組織に告知 (93条1項)

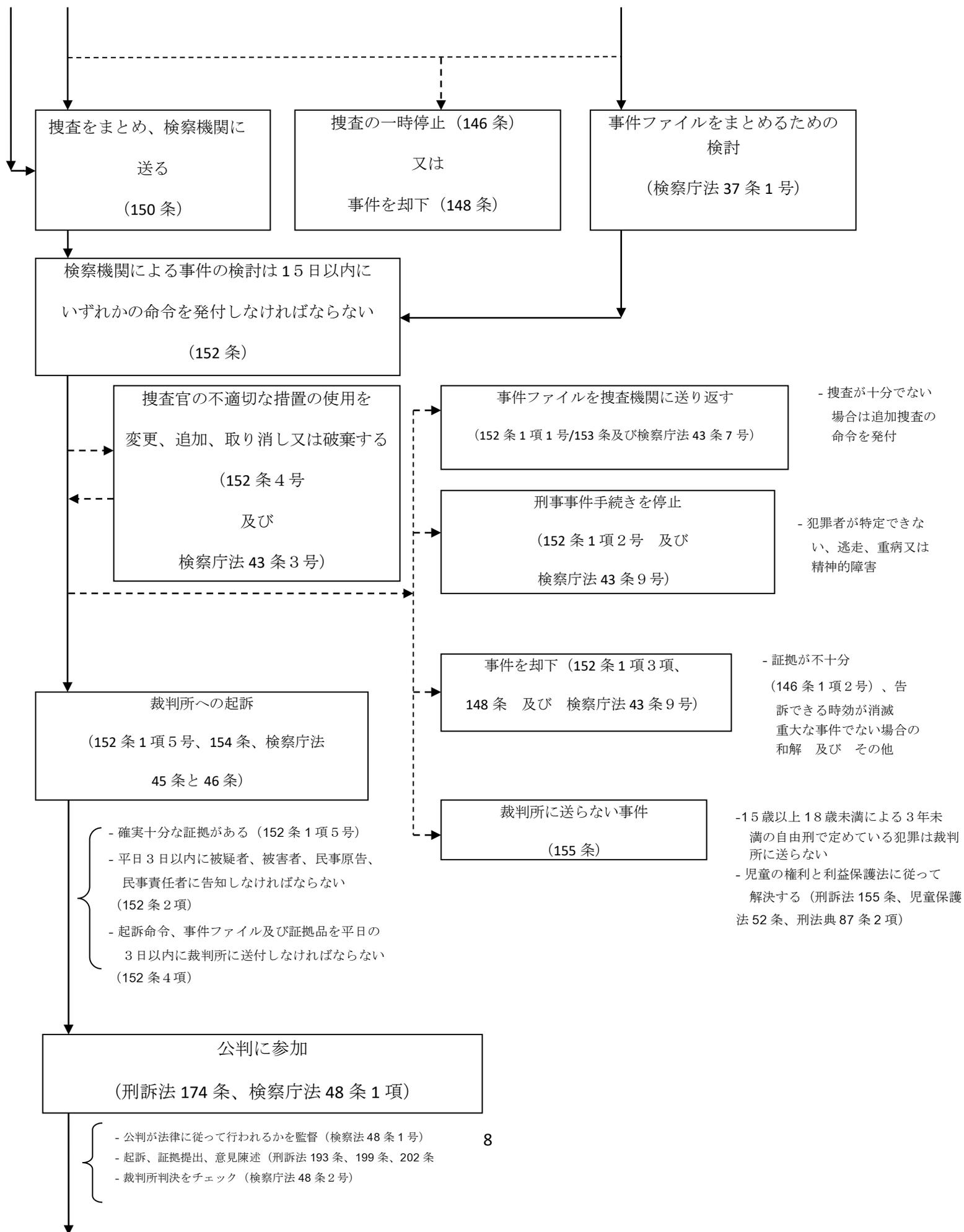
捜査の活動
(95条)

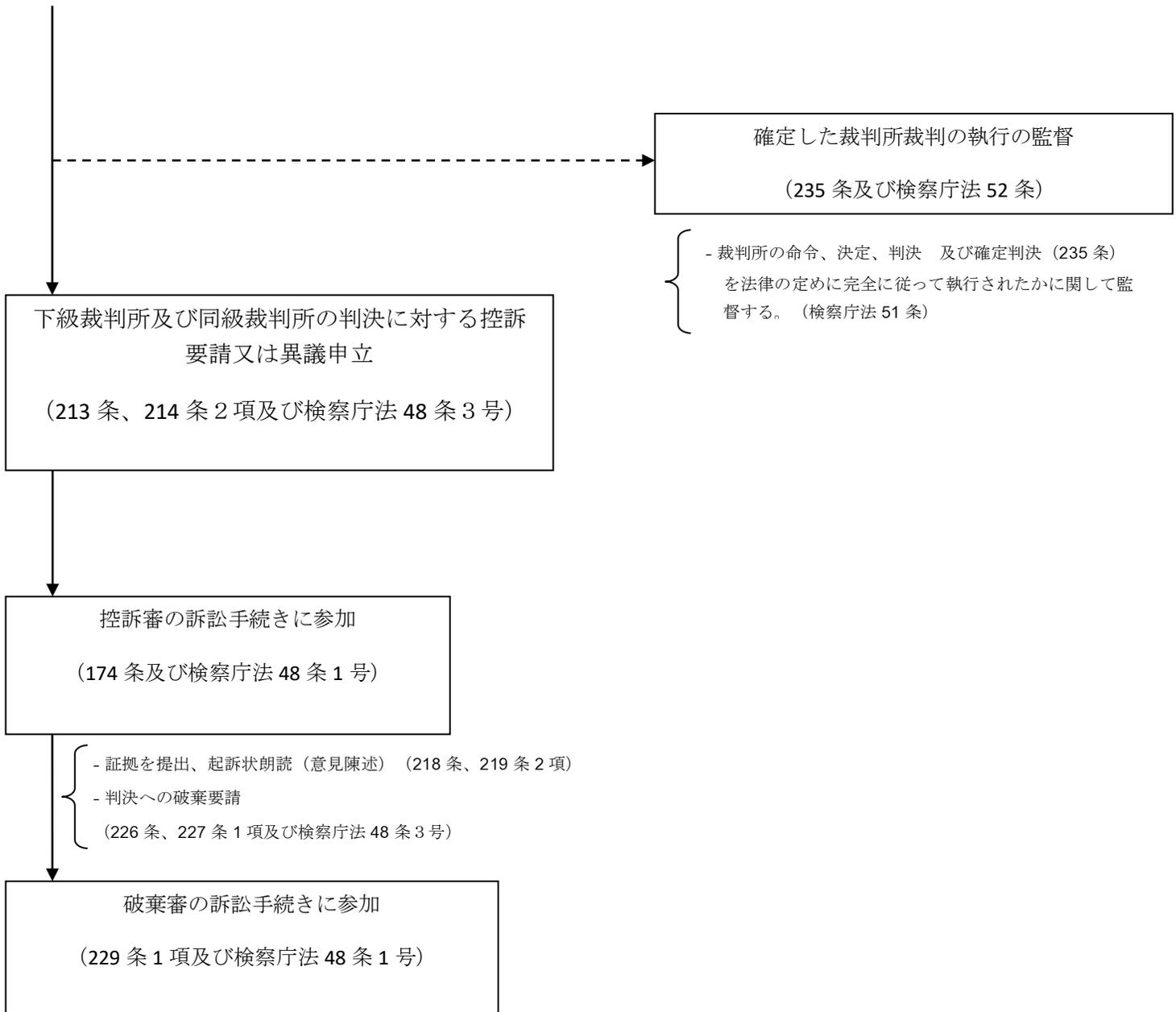
- **捜査の各措置の活用**：取調べ、事情聴取 (115条)、被疑者取調べ (116条) 対質 (119条)、識別 及び 確認 (120条)、財産の差押 又は保全 (128条)、現場検証 (129条)、検視、検死 (131条)、再現 (134条)、捜査の記録 (100条) 召喚状 (113条)
- **強制措置の活用**：連行 (137条)、軟禁 (144条)
- **各命令に関する要求**：逮捕命令、仮勾留、保釈、家宅捜査 (搜索)、職責停止 (53条1項8号)
- **捜査期間**：Major offense (トサヌトード) については2ヶ月、重大な犯罪 (カルトード) に関しては3ヶ月 (110条1項)
- **捜査に関する各要求**：捜査期間に関する要求、仮勾留の延長要求 (53条1項8号、110条2項、111条2項)
- 証拠の検査及び評価 (44条)



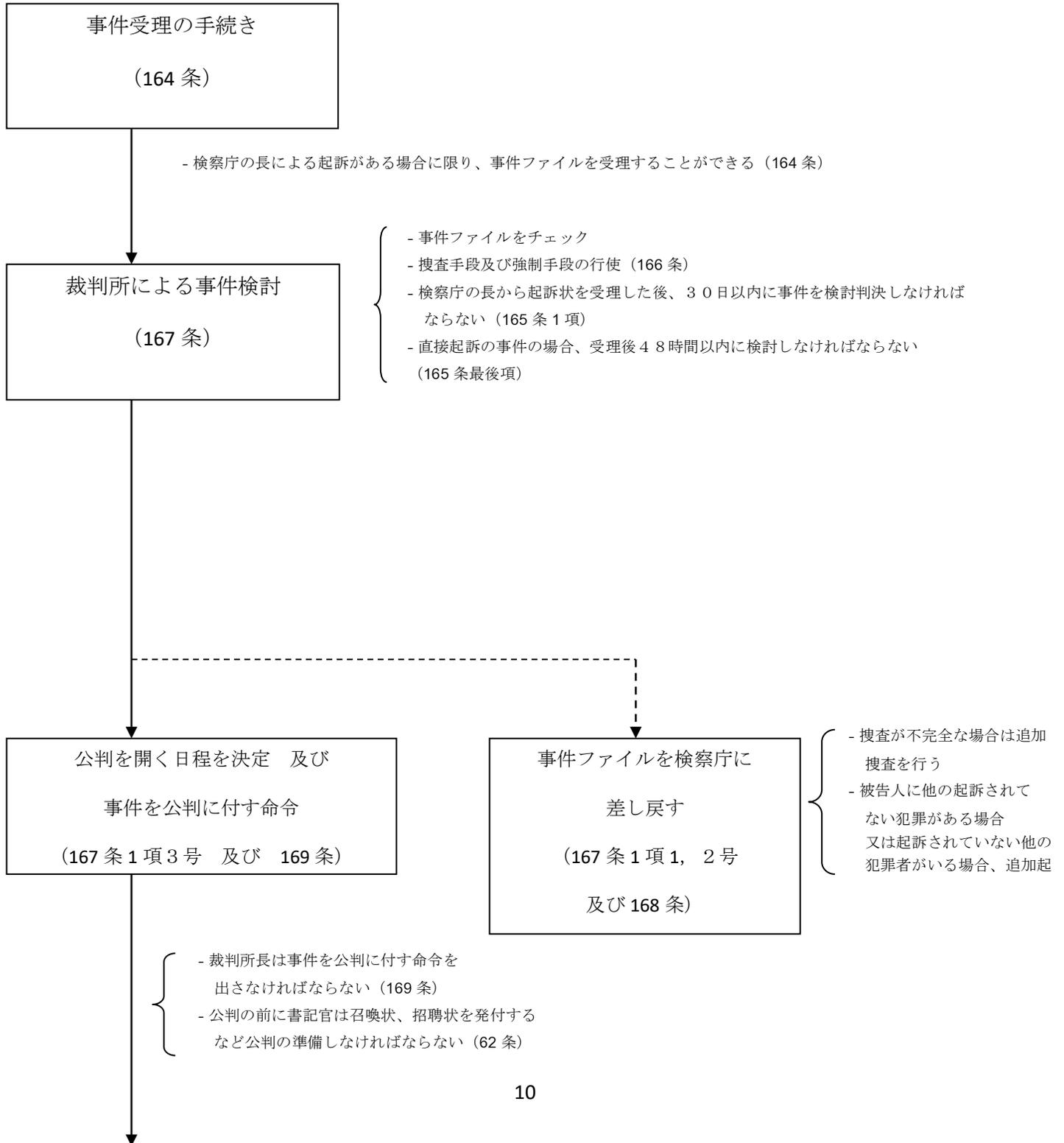
検察機関（庁）における刑事訴訟手続

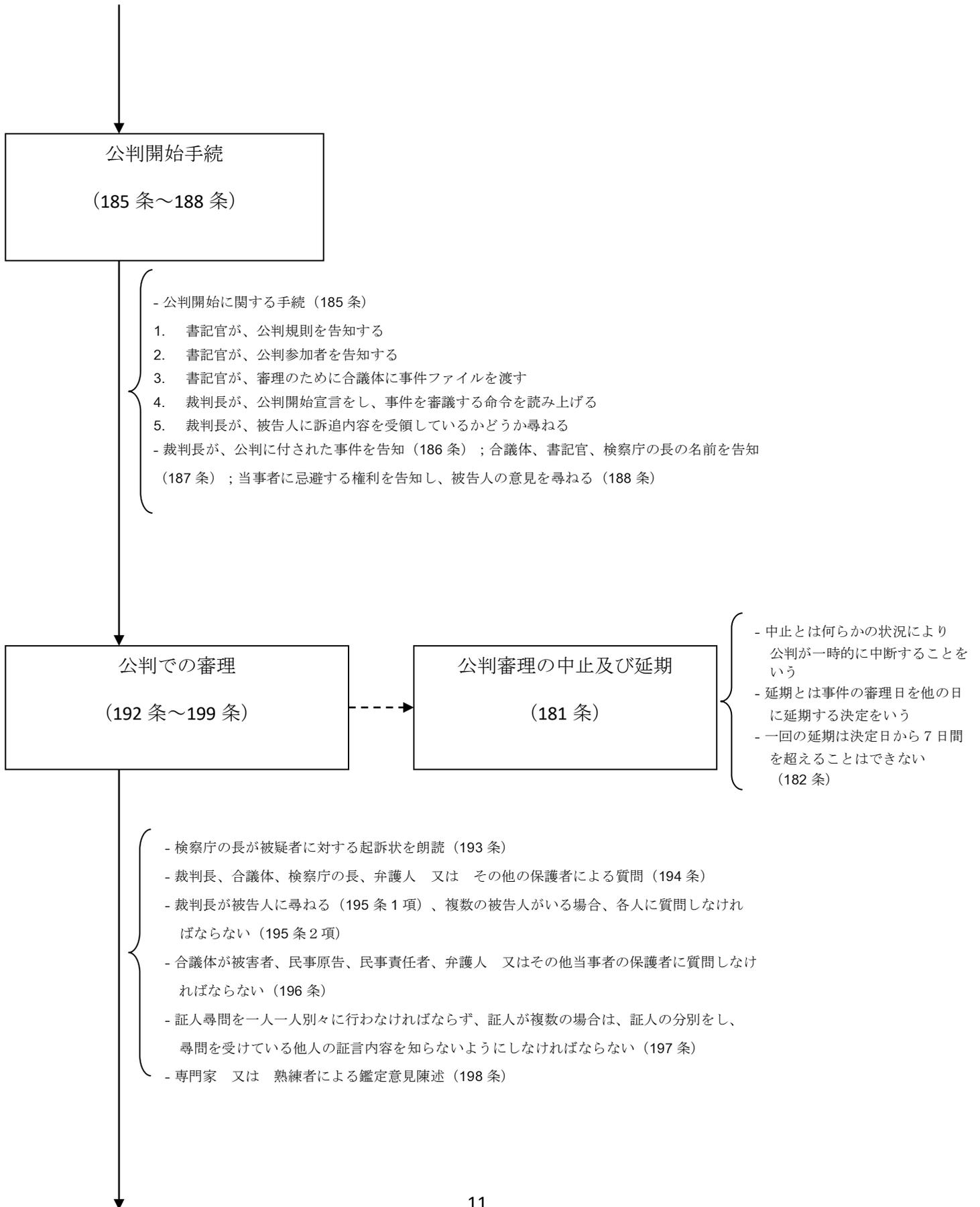


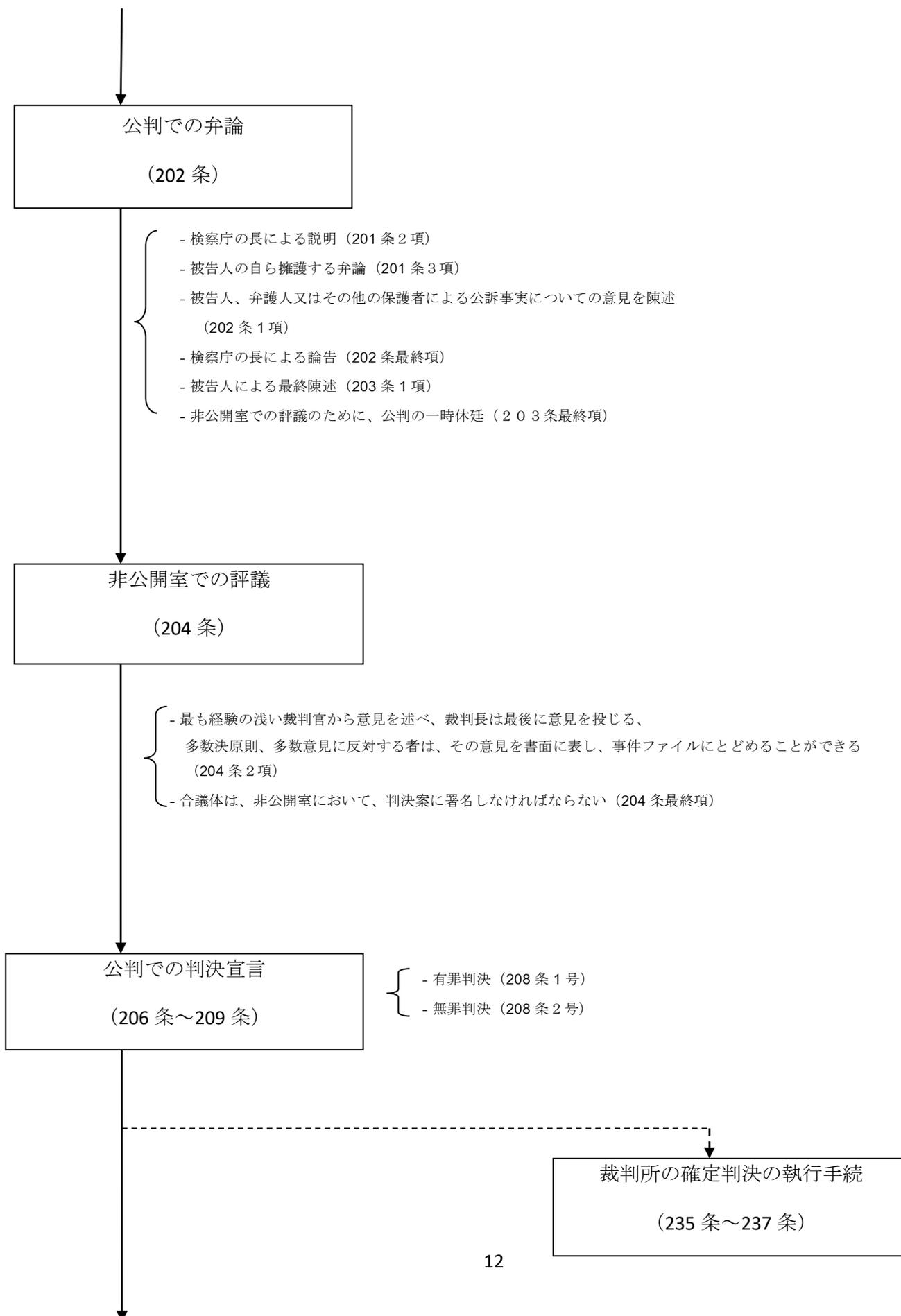


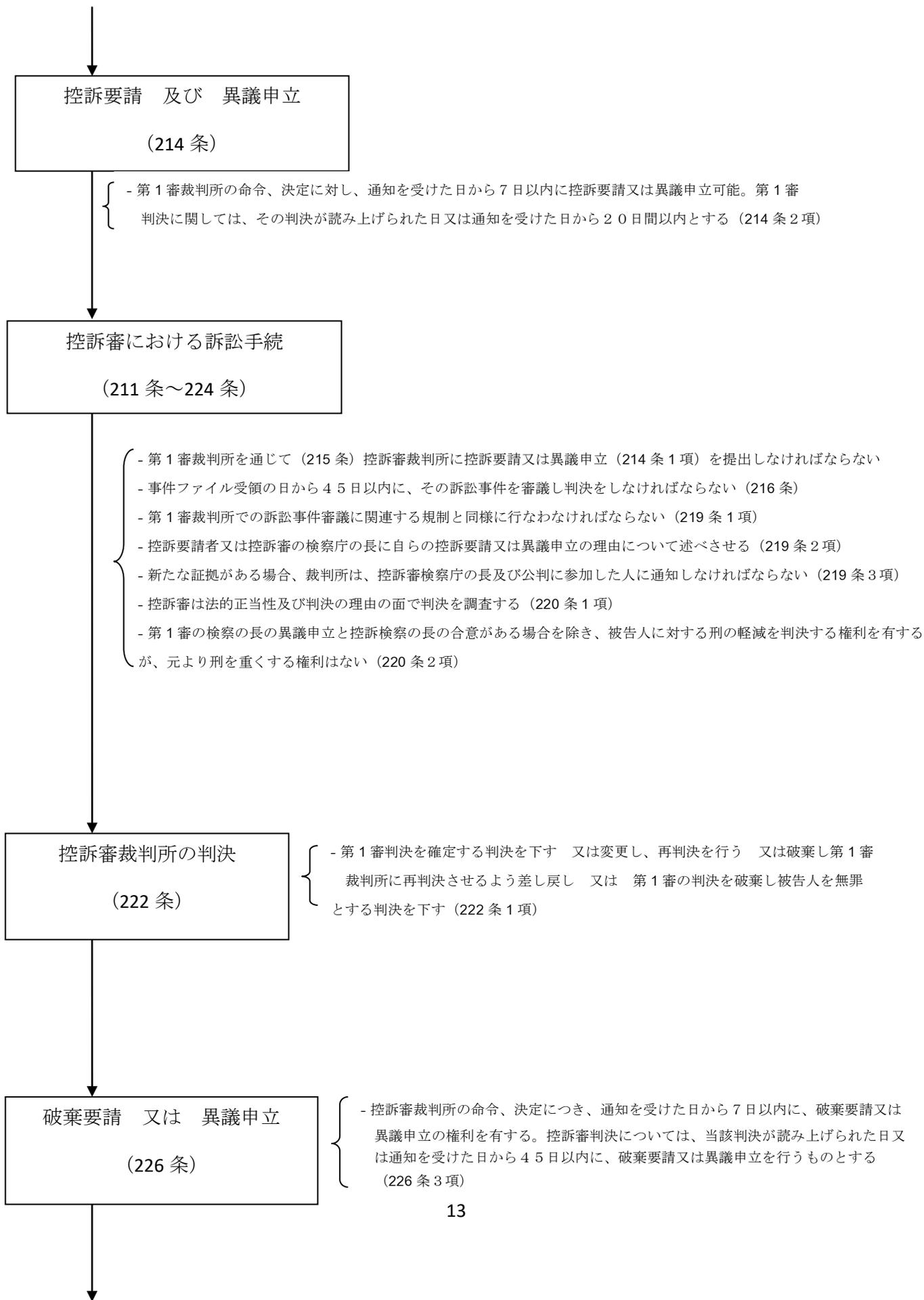


人民裁判所における刑事手続チャート









破棄審における訴訟手続

(225 条～234 条)

- 破棄要請又は異議申立（226 条 2 項）は控訴審裁判所を通じて破棄審裁判所へ提出しなければならない（227 条）
- 事件ファイル受領の日から 30 日以内に、その訴訟事件を審議し判決しなければならない（228 条）
- 裁判長又は担当の構成員は、訴訟事件の状況、関連する命令、決定又は判決、破棄要請又は異議申立の内容、並びに訴訟事件に関する自ら意見を報告するものとする（229 条 3 項）
- 他の構成員、検察庁の長は、その訴訟事件の報告の担当者に質問することができる（229 条 3 項）
- 検察庁の長がタレーン（陳述）を行ってから、裁判長は、非公開会議室で審議判決するために公判の一時閉廷を宣言し、そして、裁判長が公判にて判決を読み上げる（229 条最後項）
- 破棄審裁判所は、破棄要請又は異議申立において提示された法的側面に関連する問題のみ審議する責務を有し、訴訟事件 問題について審議しないものとする（233 条）

破棄審裁判所の判決

(231 条)

- 破棄要請又は異議申立を受理しない判決 又は 破棄要請又は異議申立を取り消し、控訴審裁判所の判決を認める 又は 控訴審判決を破棄し被告人に無罪の判決を下す 又は 控訴審判決に対し部分的に又は全体的に破棄し、控訴審の新合議体又は前の合議体に再審議させるよう事件ファイルを差し戻す（231 条）

刑事訴訟手続における弁護士の参加チャート

捜査開始命令発付前の弁護士の参加

(71条1-3項、弁護士法19条)

- 弁護人は、任命された日又は依頼人、その当事者の家族、組織に書面で依頼された日から刑事訴訟手続に参加できる (71条2項、弁護士法19条)
- 被疑者の訴訟の弁論において代表する権利がある。(14条1項)
- 被疑者が拘束、逮捕又は仮勾留後、本人の要請により、面会することができる (71条3項1号 及び 弁護士法20条1号)
- 保釈の申出をする (刑訴法64条2項6号、71条3項9号、弁護士法20条9号)

捜査開始命令発付後の弁護士の参加

(71条1-3項、弁護士法19条)

- 弁護人の選任又は選任申請を受理する (53条1項7号、71条3項11号 及び 弁護士法 20条12号)
- 被告人の訴訟の弁論において法律面の支援を与えるため、代理となる権利がある (14条1項)
- 依頼人になる者 又は 依頼人が拘束、逮捕又は仮勾留後、本人の要請により、面会する (71条3項1号、弁護士法20条1号)
- 依頼人の召喚状を受け取る (71条3項12号、弁護士法20条11号)
- 依頼者の供述の聴取の前に、自分の権利と義務に関する告知を受ける (116条2項、139条5項)
- 依頼人に対する被疑事実を知る、及び依頼人の事情聴取に立ち会う (71条3項2号、弁護士法20条2号)
- 証拠と証人を提出する (71条3項4号、弁護士法20条4号)
- 依頼人の保釈、仮釈放を申請する 及び その他の申請 (71条3項9号、弁護士法20条9号、刑訴法65条2項4号)
- 捜査官、専門家、熟練者 又は通訳人の忌避を求める (71条3項5号、弁護士法20条5号)
- 関係担当官の適正でない、あるいは適切でない行為について異議を申し立て、又は訴える (71条3項7号、弁護士法20条7号)
- 捜査機関の長、検察庁の長の命令に対し、抗告、上訴し、取り消しを求める (71条3項8号、弁護士法20条8号)
- 事件ファイルの書類を閲覧し、コピーし、あるいは書き写す (71条3項3号、弁護士法20条3号)

検察庁の手続き過程における弁護士の参加

- 法律により死刑が規定された犯罪 及びその他の法律が定める犯罪において、弁護人として選任（71条3項11号、弁護士法20条12号）
- 被告人の訴訟の弁論において代表する権利がある 及び 法的支援を行う権利がある（14条1項）
- 依頼人の召喚状を受け取る（71条3項12号、弁護士法20条11号）
- 依頼人になる者 又は 依頼人が拘束、逮捕又は仮勾留後、本人の要請により、面会する（71条3項1号、弁護士法20条1号）
- 証拠と証人を提出する（71条3項4号、弁護士法20条4号）
- 依頼人の保釈、仮釈放を申請する 及び その他の申請（71条3項9号、弁護士法20条9号、刑訴法65条2項4号）
- 保釈された依頼人を検察庁に連れてくる協力をする（71条3項10号、弁護士法20条10号）
- 検察官、専門家、熟練者 又は通訳人の忌避を求める（71条3項5号、弁護士法50条5号）
- 関係担当官の適正でない、あるいは適切でない行為について異議を申し立て、又は訴える（71条3項7号、弁護士法20条7号）
- 依頼者に対する告訴状の告知を受け、受領サインをした後、平日3日以内に事件ファイルを裁判所に送る（154条3項）
- 検察庁の長の命令に対し、抗告、上訴し、取り消しを求める（71条3項8号、弁護士法20条8号）
- 事件ファイルの書類 又は 検察の陳述書（カムタレン）の内容を閲覧し、コピーし、あるいは書き写す権利を有する（71条3項3号、156条2項、弁護士法20ページ条3号）

裁判所の手続き過程における弁護士の参加

裁判所における訴訟手続き過程

公判開始前の参加

- 法律により死刑が規定された犯罪 及びその他の法律が定める犯罪において、弁護人として選任（71条3項11号、弁護士法20条12号）
- 被告人の訴訟の弁論において代表する権利がある 及び 法的支援を行う権利がある（14条1項）
- 依頼人の召喚状を受け取る（71条3項12号、弁護士法20条11号）
- 依頼人になる者 又は 依頼人が拘束、逮捕又は仮勾留後、本人の要請により、面会する（71条3項1号、弁護士法20条1号）
- 証拠と証人を提出する（71条3項4号、弁護士法20条4号）
- 自分の依頼人の保釈、仮釈放を申請する（71条3項9号、弁護士法20条9号）
- 保釈された依頼人を裁判所に連れてくる協力をする（71条3項10号、弁護士法20条10号）
- 裁判官、専門家、熟練者 又は通訳人の忌避を求める（71条3項5号、弁護士法20条5号）
- 事件ファイルの書類 又は 検察の陳述書（カムタレン）の内容を閲覧し、コピーし、あるいは書き写す権利を有する（71条3項3号、156条2項、弁護士法20条3号）
- 公判開始前に書面での裁判所に弁論（カムタレン）を提出しなければならない（178条1項）

公判での参加

- 被告人の訴訟の弁論において代表する権利がある 及び 法的支援を行う権利がある (14 条 1 項)
- 保釈された依頼人を裁判所に連れてくる協力をする (71 条 3 項 10 号、弁護士法 20 条 10 号)
- 合議体、書記官、検察庁の長 又は 検察庁の代表者、専門家、熟練者 又は 通訳人の忌避を求める (71 条 3 項 5 号、188 条 1 項、弁護士法 20 条 5 号)
- 公判での証言を述べる権利がある (92 条 5 項)
- 証拠と証人を提出する (71 条 3 項 4 号、弁護士法 20 条 4 号)
- 審理が行っている際、依頼人の防衛権と利益に関する事件の状況について、質問をし、問題を提起する権利を有する (195 条 5 項)
- 公判における審理 (タイスワシ) において、意見を述べ、他の参加者に質問する (71 条 3 項 6 号、弁護士法 20 条 6 号)
- 物的証拠に関して意見を述べる (公判審理 タイスワシの時に物的証拠が提出された場合) (199 条)
- 公判での弁論において、依頼者の権利 及び 利益を守るために意見を述べる権利を有する (201 条 4 項)
- 公訴事実について意見を述べる (202 条 1 項)
- 人民裁判所の命令、決定、判決 及び 審決に対し、抗告、上訴し取り消しを求める (71 条 3 項 8 号、弁護士法 20 条 8 号)
- 裁判所の裁判に対し控訴要求する権利を有する (212 条 1 項)

刑事手続きにおける被疑者（プートゥークソンサイ）の参加

捜査機関が捜査する 捜査を開始させる原因
(刑訴法 86 条)

- 自己に対する疑義事実内容を知る (刑訴法 64 条 2 項 1 号)
- 自身の権利と義務について説明を受ける (64 条 2 項 2 号)
- 自身の被疑事実について説明または供述をする (64 条 2 項 3 号)
- 証拠を提出する (64 条 2 項 4 号)
- 捜査機関及び検察の正当でない行為を訴える (64 条 2 項 5 号)
- 法律が 3 年以下の自由刑を定める中犯罪(トーサヌトート)について、保釈の申出をする (64 条 2 項 6 号)

裁判所への直接起訴
(刑訴法 157 条)

捜査開始命令発出
(刑訴法 53 条 1 項 4 号、91 条)

捜査不開始命令発出
(刑訴法 53 条 1 項 4 号、93 条)

刑事手続きにおける被疑者（プートゥークハー）の参加

捜査機関が捜査開始命令を発出する
場合

(53条1項4号、91条)

検察庁が捜査開始命令を発出する
場合

(56条1項3号、91条)

- 被疑事実を告げられ、対応する (65条2項1号)
- 事件防御の際の被疑者の権利義務について説明を受ける (65条2項2号)
- 供述し、証拠を提出する (65条2項3号)
- 保釈申請その他の請求をする (65条2項4号)
- 捜査開始に関する書類、自己の証言記録、強制手段の利用、変更、取消しに関する命令、中止命令、捜査摘要書、検察庁の長の起訴状、カムタレーン(意見書)、却下命令、その他この法律で定める訴訟手続に関する書類及び命令を受領する (65条2項5号)
- 事件ファイルを開覧し、コピー又は書き写す (65条2項6号)
- 防御のため、弁護士その他の保護者を選任し、接見する (65条2項7号)
- この法律52条1号、2号に規定する手続担当者、専門家、熟練者、通訳人について、忌避を求める (65条2項8号)
- 適正でないと認めた捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官の行為又は命令発付に対して、訴える (65条2項9号)
- 捜査機関の長、検察庁の長の命令に抗告し、取消し(破棄)を求める (65条2項10号)

捜査摘要書をまとめ検察庁
に送付する (150条)

捜査の中止 (146条) または
事件棄却 (148条)

事件ファイルの検討まとめ
(検察庁法37条)

刑事手続きにおける被告（ジャムルーイ）の参加

第一審（164条）

- 起訴状を通知され、訴追に対応する（66条2項1号）
- 事件防御の際の被告人の権利義務について説明を受ける（66条2項2号）
- 事件防御の際、弁護人又はその他の保護者を選任し、接見する（66条2項3号）
- 供述し、訴追に対応し、証拠を提出する（66条2項4号）
- 公判において、説明し、質問に答える（66条2項5号）
- 事件記録を閲覧し、書類をコピー、書写し、請求をする（66条2項6号）
- 公判に出廷する（66条2項7号）
- この法律52条2号、3号に規定する手続担当者、専門家、熟練者、通訳人の忌避を求める（66条2項8号）
- 弁論について意見を述べる、及び公判において、最終陳述を述べる（66条2項9号）
- 裁判所の裁判書(判決書)を受け取る（66条2項10号）
- 裁判所の裁判書(判決書)に控訴、上告する（66条2項11号）
- 法令で定めるその他の権利を行使する（66条2項12号）

控訴審（211-224条）

確定判決の判決執行手続（235-237条）

第一審裁判所の命令・処分に対し、控訴要請及び異議申立の権利は、通知を受けた日から7日以内に行なうこと。第一審裁判所の判決に対し、控訴要請又は異議申立の期限は、その判決が読み上げられた日又は通知を受けた日から20日間である。（214条2項）

破棄審（225-234条）

控訴審裁判所の命令、処分につき、通知を受けた日から7日以内に、破棄要請又は異議申立の権利を有する。控訴審裁判所の判決については、当該判決が読み上げられた日又は通知を受けた日から45日以内に、破棄要請又は異議申立を行うものとする。（226条3項）

改正刑事訴訟法チャート日本語訳 2022 年版

2014 年マノデートチュンタヴォン氏の旧刑事訴訟法日本語訳を元に、改訂部分を川村仁（JICA 法の支配発展促進プロジェクト専門家）が 2022 年 5 月翻訳した。

- ・特に法律名の記載のない条文は、改正刑事訴訟法の条文である。